

## 地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書

受注者は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用の可否について、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。）を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。なお、国交省版による電子納品においては、愛媛県土木設計業務等の電子納品要領に規定されている格納フォルダ「BORING」、簡易版による電子納品においては格納フォルダ「報告書」に検定証明書（PDF ファイル）を格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告することができる。